

建設委員会資料

R3. 3. 3

工業用水料金に係る支払猶予制度の継続について

水道課

1 要旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済環境の悪化に伴い、受水企業を支援するために導入した県営工業用水道料金に係る支払猶予制度について、新型コロナウイルスの収束の目途が見えておらず、経済への影響も不透明なことから、令和3年度末まで制度を継続する。

2 支払猶予制度の利用状況

支払猶予制度は、猶予対象月を令和2年4月から令和3年3月までの1年間を対象としており、令和3年2月25日（木）時点における制度の利用状況は次のとおりである。

支払猶予対象月	申請件数	承認件数
令和2年4月分	1件	1件
令和2年5月分	1件	1件
令和2年6月分	1件	1件
令和2年7月分	1件	1件
令和2年8月分～ 令和3年1月分	0件	0件
合計	4件	4件

3 支払猶予の概要

猶予対象月の「令和2年4月分(5月支払分)から令和3年3月分(4月支払分)まで」を「令和2年4月分(5月支払分)から令和4年3月分(4月支払分)まで」に改め、令和4年度以降は延長の可否を再度検討する。

区分	要件等
(1) 要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、工業用水の料金支払が困難になったこと
(2) 猶予対象月	令和2年4月分(5月支払分)から令和4年3月分(4月支払分)までの料金
(3) 猶予期間	各納期限から4か月以内
(4) 手続	納期限内に納期限猶予申請書を提出し、広島県公営企業管理者の承認を得ること
(5) 分納回数	料金の猶予期間満了後、1か月を単位として最大4回まで
(6) その他	無利子(猶予期間中及び猶予期間満了後の分納期間中の利息)、無担保

※ 「(2) 猶予対象月」を除く他の猶予要件は変更しない。